

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 水産課

| | | | |
|----------|---|-----------------------|--------------------|
| 法令名 | 遊漁船業の適正化に関する法律 | 法令の番号 | 昭和63年12月23日 法律第99号 |
| 不利益処分の種類 | 登録の取り消し又は事業の停止 | 根拠条項 | 第21条第1項 |
| 処分基準 | <p>知事は、遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>二 不正の手段により登録を受けたとき。</p> <p>三 第六条第一項第二号又は第八号から第十六号までのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(法第六条第一項第二号又は第八号から第十六号)</p> <p>二 遊漁船業者で法人であるものが第二十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの</p> <p>八 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>九 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第百七条の二第一項、第百七条の三第一項、第百七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）</p> <p>十一 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>十二 法人でその役員のうち第一号、第二号又は第四号から第十号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>十四 第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者</p> <p>（次ページに続く）</p> | | |
| | 対応区分 | ① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 | 処理機関 水産課 |
| | | | 目次 No. |

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 農林水産部 水産課

| | | | | | | |
|----------|---|-----------------------|----------------------------|-----|------|-----|
| 法令名 | 遊漁船業の適正化に関する法律 | 法令の番号 | 昭和 63 年 12 月 23 日 法律第 99 号 | | | |
| 不利益処分の種類 | 登録の取り消し又は事業の停止 | 根拠条項 | 第 21 条第 1 項 | | | |
| 処分基準 | (続き) 十五 第四条第一項第六号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者 十六 業務規程（利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。）が農林水産省令で定める基準に適合していない者 | | | | | |
| | 対応区分 | ① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 | 処理機関 | 水産課 | 交付機関 | 水産課 |